

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	総合情報システムに係る機器移設等業務
2 業 者 名	コニカミノルタジャパン（株）
3 随意契約理由	<p>本社移転に伴い、総合情報システム複合機、PC等の精密機器を新本社へ移設する必要がある。</p> <p>総合情報システム複合機は移設後に本体の設定変更を行う必要があり、また高速機については解体と組立も発生することから、複合機の移設は従前より保守業者であるコニカミノルタジャパン(株)に発注してきたものである。</p> <p>今回は非常に限られた期間内(1日間)に総合情報システムに係る機器類を移設、設定する必要があることから、PC等についても同社に依頼することで効率的且つ安価に作業を完了させることができる。。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により、コニカミノルタジャパン(株)と随意契約することとする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	